

「金融商品取引法の一部を改正する法律」
(平成29年法律第37号)に係る説明資料

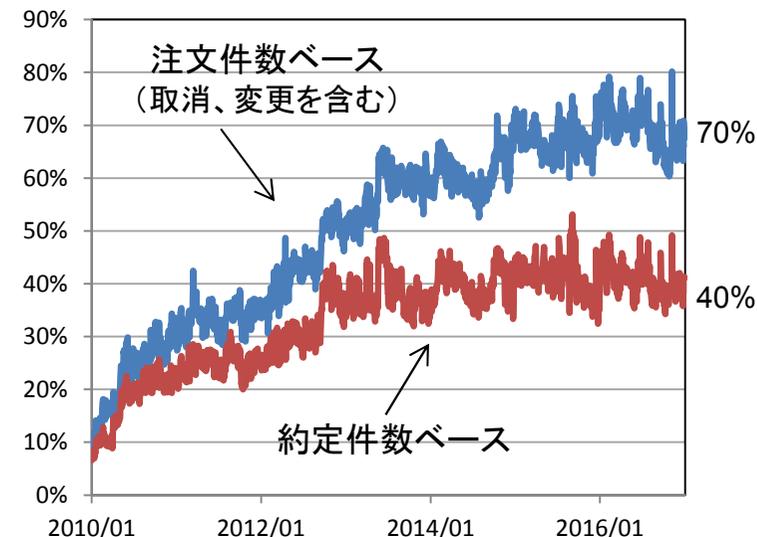
平成29年5月
金融庁

取引の高速化への対応

- 日本の証券市場において、高速取引の影響力が増大。
- これについては、市場に流動性を供給しているとの指摘もある一方で、
 - 市場におけるボラティリティの急激な上昇
 - 中長期的な投資家の取引ニーズが先回りされることによる取引コストの増大
 - 中長期的な企業価値に基づく価格形成を阻害
 - システムの脆弱性等の観点から、懸念が指摘されている。
- 日本では、現状、高速取引を行う投資家から、直接情報を収集する枠組みはない。

(参考) 欧州では、高速取引を行う者を登録制とし、体制整備・リスク管理義務や当局に対する情報提供義務を導入(2018年1月より実施予定)

東証の取引に占める、コロケーションエリア(注)からの取引の割合



(注) 証券会社のサーバを設置できるよう、取引所の売買システムに近接した場所に用意された施設。ここに置かれたサーバから取引の注文が可能であり、投資家は取引に要する時間の短縮が可能。

高速取引を行う者に対し、登録制を導入し、体制整備・リスク管理、当局への情報提供などの枠組みを整備

取引の高速化に関する法制度の整備

株式等の高速取引を行う者に対し、登録制を導入し、以下のルールを整備

1. 体制整備・リスク管理に係る措置

- 取引システムの適正な管理・運営
- 適切な業務運営体制・財産的基礎の確保
- (外国法人の場合)国内における代表者又は代理人の設置

2. 当局に対する情報提供等に係る措置

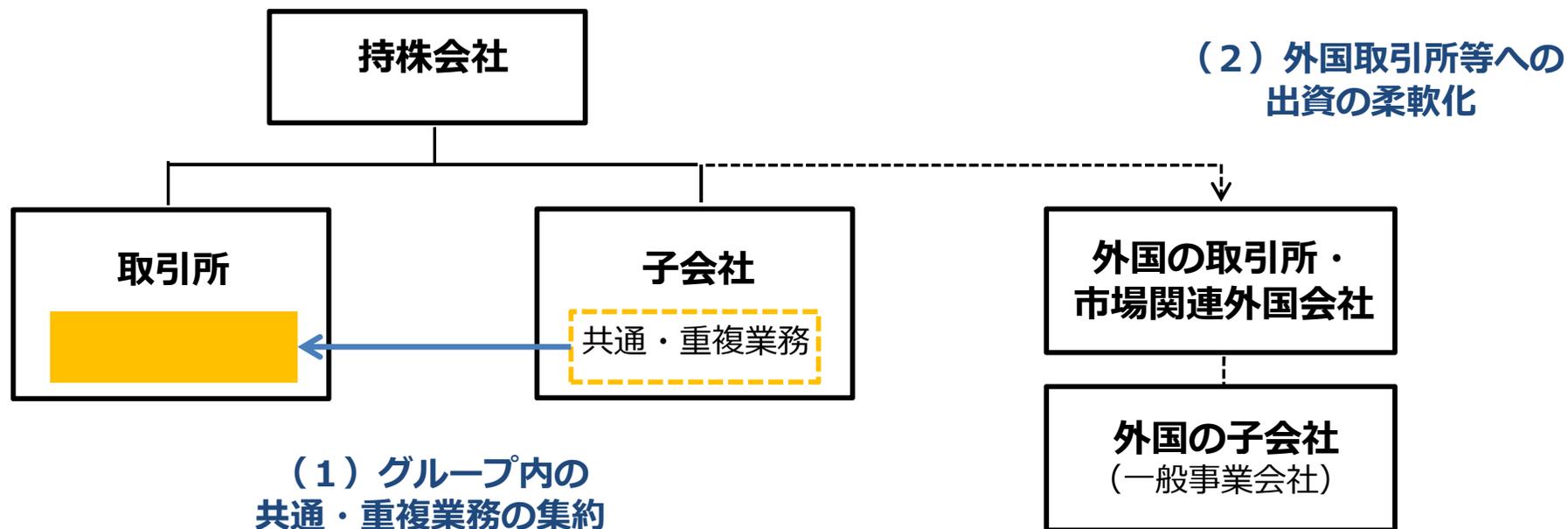
- 高速取引を行うこと・取引戦略の届出
- 取引記録の作成・保存
- 当局による報告徴求・検査・業務改善命令等

3. その他の規定

- 無登録で高速取引を行う者等から証券会社が取引を受託することの禁止
- 高速取引を行う者に対する取引所の調査

取引所グループの業務範囲の柔軟化

- 取引所グループを巡る業務の多様化や国際化などの環境変化を踏まえ、取引所グループの業務範囲のあり方について以下の対応。



(1) グループ内の共通・重複業務の集約

システム開発業務などのグループ内の共通・重複業務について、認可を前提に、取引所本体での実施を可能とする。

(2) 外国取引所等への出資の柔軟化

出資先の外国取引所等の子会社が業務範囲を超えるものであっても、原則5年間、取引所グループが保有することを可能とする。

上場会社による公平な情報開示(1)

フェア・ディスクロージャー・ルール

企業が、未公表の決算情報などの重要な情報を証券アナリストなどに提供した場合、速やかに他の投資家にも公平に情報提供することを求めるもの

背景

- 近年、上場企業が証券会社のアナリストに未公表の業績に関する情報を提供し、当該証券会社が当該情報を顧客に提供して株式の売買の勧誘を行っていた事例が複数発覚
 - 欧米やアジアの主要市場では、フェア・ディスクロージャー・ルールが既に導入済み
- ⇒ 我が国でもフェア・ディスクロージャー・ルールの導入が必要
- 全ての投資家が安心して取引できる市場環境を整備
 - 「早耳情報」に基づく短期的な売買ではなく、公平に開示された情報に基づく中長期的な視点に立った投資を促す

上場会社による公平な情報開示(2)

フェア・ディスクロージャー・ルール の概要

- 上場会社等が公表されていない重要な情報とその業務に関して証券会社、投資家等に伝達する場合、
 - ・意図的な伝達の場合は、同時に、
 - ・意図的でない伝達の場合は、速やかに、当該情報をホームページ等で公表。
- 情報受領者が上場会社等に対して守秘義務及び投資判断に利用しない義務を負う場合、当該情報の公表は不要。

